

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月4日
【届出者の名称】	カゴメ株式会社
【届出者の所在地】	名古屋市中区錦三丁目14番15号
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区錦三丁目14番15号
【電話番号】	(052)951-3571
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 篠岡 尚久
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	カゴメ株式会社 (名古屋市中区錦三丁目14番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

- (注1) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注2) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注3) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注5) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

第1 【公開買付要項】

1 【買付け等をする上場株券等の種類】

普通株式

2 【買付け等の目的】

当社は、株主の皆様への利益還元を、経営上の最重要課題の一つと認識しております。

また、当社は、剰余金の配当及び自己株式の取得等、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段に定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当及び自己株式の取得等を取締役会の権限とすることにより、機動的な配当政策及び資本政策を遂行することを目的とするものであります。

このような状況の下、当社は、平成28年7月下旬に、当社の主要株主である筆頭株主のアサヒグループホールディングス株式会社(以下「アサヒグループホールディングス」といいます。)より、その保有する当社普通株式の全部(本書提出日現在10,000,000株、発行済株式総数に対する割合10.04%(平成28年10月31日現在の発行済株式総数99,616,944株に対する割合とし、小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する割合の計算において同じとします。))について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。

当社はアサヒビール株式会社(当時)(平成23年7月に純粋持株会社制に移行し、アサヒグループホールディングス株式会社に商号変更。)との間で、平成19年2月に、両社の業務における広範な協力関係を構築すべく、業務・資本提携契約を締結するとともに、同契約に基づき当社からアサヒビール株式会社(当時)に対する第三者割当による新株式発行(1株当たり1,660円、発行株式数10,000,000株、割当後の議決権比率10.05%)を実施しました。以来、研究開発・調達・物流・生産・販売及びサービスといった事業活動の全般において、互いの得意分野を活かして信頼・協力関係を構築し、「食と健康」の分野における相互のお客様への新価値提案に協力し合うことで、相互の企業価値及び株主価値の増大に取り組んでまいりました。

当社は、アサヒグループホールディングスの売却意向を受けて、両社のさらなる発展を見据えた今後の業務・資本提携のあり方に関して、平成28年8月上旬より、アサヒグループホールディングスとの間で協議を重ねてまいりました。その結果、業務提携を支える両社間の信頼関係をより確固たるものにする為に行った資本提携は、当初の目的が達成されたことに加え、資本提携がなくても安定した業務提携が維持できると両社で判断したことから、これを解消することといたしました。業務提携については、現場同士の交流や課題協力関係において進化してきており、平成19年2月の業務提携内容を引き続き継続する方向で協議を進めることを確認いたしました。

かかる協議を踏まえ、当社は、アサヒグループホールディングスから一時的にまとまった数量の当社普通株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場株価への影響、並びに当社の財務状況等に鑑みて、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を行いました。そして、当社が、アサヒグループホールディングスが保有する当社普通株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益(EPS)の向上や自己資本当期純利益率(ROE)等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるのと同時に、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況等に大きな影響を与えることなく、財務の健全性及び安定性を維持できると判断いたしました。自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、公開買付けの手法が最も適切であると判断いたしました。

また、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案したうえで、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の適正な価格として市場価格を基礎とすべきであると考えました。そのうえで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様への利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。

一方で、当社は、平成28年8月中旬に、当社の第三位株主であるダイナパック株式会社(以下「ダイナパック」といいます。アサヒグループホールディングス及びダイナパックを総称して、以下「応募予定株主」といいます。)より、その保有する当社普通株式(本書提出日現在5,977,768株(取引先持株会を通じて保有する98,228株を含みます。))、発行済株式総数に対する割合6.00%)の一部である500,000株(発行済株式総数に対する割合0.50%)について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。

当社は、平成28年9月上旬に、アサヒグループホールディングスに対し、過去の他の上場会社における自己株式の公開買付けの事例における公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率を勘案しつつ、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して8%程度のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、平成28年9月下旬に、アサヒグループホールディングスより、本公開買付けの趣旨に賛同するとともに、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

本公開買付けを念頭に当社は、平成28年10月中旬に、ダイナパックに対し、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して8%程度のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、平成28年10月中旬に、ダイナパックより、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

上記の応募予定株主からの回答を受けて、当社は、平成28年11月1日、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成28年11月2日の前営業日(平成28年11月1日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値2,774円に対して、11.28%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じです。)をディスカウントした額に相当する2,461円を本公開買付価格として応募予定株主に提示し、平成28年11月2日に、アサヒグループホールディングスより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、アサヒグループホールディングスが保有する当社普通株式10,000,000株の全部(発行済株式総数に対する割合10.04%)について、及びダイナパックより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、ダイナパックが保有する当社普通株式5,977,768株の一部である500,000株(発行済株式総数に対する割合0.50%)について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上の検討及び協議を経て、当社は、平成28年11月2日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として、本公開買付けを行うことを決議いたしました。

また、本公開買付けにおける買付予定数については、応募予定株主以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、12,000,000株(発行済株式総数に対する割合12.05%)を上限としております。

本公開買付けに要する資金につきましては、株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行から最大で296億円の借入金を調達する予定です。その場合でも、当社の財務状況や配当方針に影響を与えることなく返済を行っていくことが可能であり、当社の今後の事業運営や財務の健全性及び安定性を維持できるものと考えております。

当社は、アサヒグループホールディングスより、その保有する当社普通株式10,000,000株の全部(発行済株式総数に対する割合10.04%)について、及びダイナパックより、その保有する当社普通株式5,977,768株の一部である500,000株(発行済株式総数に対する割合0.50%)について、本公開買付けに応募することを当社に対して確約する旨の同意書を平成28年11月2日付でそれぞれ受領しております。

アサヒグループホールディングスは、本書提出日現在、当社の主要株主である筆頭株主ですが、本公開買付けにその保有する当社普通株式10,000,000株の全部(発行済株式総数に対する割合10.04%)を応募し、かかる応募株式を当社が買付けた場合、アサヒグループホールディングスは、当社の主要株主に該当せず主要株主の異動が生じることになります。

なお、当社とアサヒグループホールディングスは、平成19年2月の業務・資本提携の資本提携については解消しますが、業務提携については引き続き継続することを平成28年11月2日付覚書で合意しております。資本提携の解消に伴い、当社が保有するアサヒグループホールディングス普通株式(1,000,000株)につきましても売却する方針ですが、売却の時期や手法については現時点で未定です。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

3 【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

(1) 【発行済株式の総数】

99,616,944株(平成28年11月4日現在)

(注) 「発行済株式の総数」には、平成28年11月1日から本書提出日までに新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【株主総会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

(3) 【取締役会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
普通株式	12,000,100	29,532,246,100

(注) 取得する株式の総数の発行済株式の総数に占める割合は、12.05%です(小数点以下第三位を四捨五入)。

(4) 【その他()】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

(5) 【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

4 【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

買付け等の期間	平成28年11月4日(金曜日)から平成28年12月2日(金曜日)まで(20営業日)
公告日	平成28年11月4日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格等】

上場株券等の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき金2,461円
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案したうえで、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の適正な価格として市場価格を基礎とすべきであると考えました。そのうえで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。</p> <p>そこで、当社は、平成28年9月上旬に、アサヒグループホールディングスに対し、過去の他の上場会社における自己株式の公開買付けの事例における公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率を勘案しつつ、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して8%程度のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、平成28年9月下旬に、アサヒグループホールディングスより、本公開買付けの趣旨に賛同するとともに、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。</p>

	<p>一方で、当社は、平成28年10月中旬に、ダイナパックに対し、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して8%程度のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、平成28年10月中旬に、ダイナパックより、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。</p> <p>上記の応募予定株主からの回答を受けて、当社は、平成28年11月1日、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成28年11月2日の前営業日(平成28年11月1日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値2,774円に対して、11.28%をディスカウントした額に相当する2,461円を本公開買付け価格として応募予定株主に提示し、平成28年11月2日に、アサヒグループホールディングスより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、アサヒグループホールディングスが保有する当社普通株式10,000,000株の全部(発行済株式総数に対する割合10.04%)について、及びダイナパックより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、ダイナパックが保有する当社普通株式5,977,768株の一部である500,000株(発行済株式総数に対する割合0.50%)について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。</p> <p>以上の検討及び協議を経て、当社は、平成28年11月2日開催の取締役会において、本公開買付け価格を2,461円に決定いたしました。本公開買付け価格2,461円は、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成28年11月2日の前営業日(平成28年11月1日)の当社普通株式の終値2,774円から11.28%、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,680円(円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。)から8.17%、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,551円から3.53%、それぞれディスカウントした金額となります。</p> <p>また、本公開買付け価格は、本書提出日の前営業日(平成28年11月2日)の当社普通株式の終値2,766円から11.03%ディスカウントした金額となります。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>当社は、株主の皆様への利益還元を、経営上の最重要課題の一つと認識しております。</p> <p>また、当社は、剰余金の配当及び自己株式の取得等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段に定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当及び自己株式の取得等を取締役会の権限とすることにより、機動的な配当政策及び資本政策を遂行することを目的とするものであります。</p> <p>このような状況の下、当社は、平成28年7月下旬に、当社の主要株主である筆頭株主のアサヒグループホールディングスより、その保有する当社普通株式の全部(本書提出日現在10,000,000株、発行済株式総数に対する割合10.04%)について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。当社は、アサヒグループホールディングスの売却意向を受けて、両社のさらなる発展を見据えた今後の業務・資本提携のあり方に関して、平成28年8月上旬より、アサヒグループホールディングスとの間で協議を重ねた結果、今後は、資本提携がなくても安定した業務提携が維持できる成熟した関係になってきたと両社で判断したことから、これを解消することといたしました。一方、業務提携については、現場同士の交流や課題協力関係において進化してきており、平成19年2月の業務提携内容を引き続き継続する方向で協議を進めることを確認いたしました。</p> <p>かかる協議を踏まえ、当社は、アサヒグループホールディングスから一時的にまとまった数量の当社普通株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場株価への影響、並びに当社の財務状況等に鑑みて、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を行いました。そして、当社が、アサヒグループホールディングスが保有する当社普通株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益(EPS)の向上や自己資本当期純利益率(ROE)等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながることも、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況等に大きな影響を与えることなく、財務の健全性及び安定性を維持できると判断いたしました。自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、公開買付けの手法が最も適切であると判断いたしました。</p> <p>また、本公開買付け価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案したうえで、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の適正な価格として市場価格を基礎とすべきであると考えました。そのうえで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様への利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。</p> <p>一方で、当社は、平成28年8月中旬に、当社の第三位株主であるダイナパックより、その保有する当社普通株式(本書提出日現在5,977,768株、発行済株式総数に対する割合6.00%)の一部である500,000株(発行済株式総数に対する割合0.50%)について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。</p>

	<p>当社は、平成28年9月上旬に、アサヒグループホールディングスに対し、過去の他の上場会社における自己株式の公開買付けの事例における公開買付け価格の市場価格に対するディスカウント率を勘案しつつ、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して8%程度のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、平成28年9月下旬に、アサヒグループホールディングスより、本公開買付けの趣旨に賛同するとともに、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。</p> <p>また、本公開買付けを念頭に当社は、平成28年10月中旬に、ダイナパックに対し、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して8%程度のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、平成28年10月中旬に、ダイナパックより、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。</p> <p>上記の応募予定株主からの回答を受けて、当社は、平成28年11月1日、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成28年11月2日の前営業日(平成28年11月1日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値2,774円に対して、11.28%をディスカウントした額に相当する2,461円を本公開買付け価格として応募予定株主に提示し、平成28年11月2日に、アサヒグループホールディングスより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、アサヒグループホールディングスが保有する当社普通株式10,000,000株の全部(発行済株式総数に対する割合10.04%)について、及びダイナパックより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、ダイナパックが保有する当社普通株式5,977,768株の一部である500,000株(発行済株式総数に対する割合0.50%)について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。</p> <p>以上の検討及び協議を経て、当社は、平成28年11月2日開催の取締役会において、本公開買付け価格を2,461円に決定いたしました。</p>
--	--

(3) 【買付予定の上場株券等の数】

上場株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	12,000,000(株)	(株)	12,000,000(株)
合計	12,000,000(株)	(株)	12,000,000(株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数(12,000,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数(12,000,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手續に従い買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に自己の株式を買取ることがあります。

5 【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。なお、応募の際にはご印鑑をご用意ください。

本公開買付けにおいては、オンライントレード(日興イーजीトレード)による応募の受付は行われません。

応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)に、応募株券等が記録されている必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を通じた応募の受付は行われません。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類の提出及び個人番号(マイナンバー)又は法人番号の告知(注1)を行っていただく必要があります。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係は以下のとおりです。(注2)

日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は原則として申告分離課税の適用対象となります。

国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して平成28年12月2日までに租税条約に関する届出書をご提出ください。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等(当社の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。)については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 本人確認書類の提出及び個人番号(マイナンバー)又は法人番号の告知について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が新規に口座を開設し常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類及び番号確認書類等が必要になります。有効期限の定めのあるものはその期限内のものを、定めのないものは6ヶ月以内に作成されたものをご用意ください。本人確認書類及び番号確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

<個人>

A. 番号確認書類 (いずれか1点)	個人番号カード(両面)(1)	
	通知カード	
	住民票の写し(個人番号あり)(2)	
B. 本人確認書類 (写真つき1点又は写真なし2点)	写真あり	運転免許証
		在留カード
		特別永住者証明書
		パスポート(3)
		各種福祉手帳
	写真なし	各種健康保険証(4)
		公務員共済組合の組合員証(4)
		国民年金手帳
		印鑑証明書
		住民票の写し(2)

<法人>

A. 本人確認書類 (いずれか1点)	履歴事項全部証明書
	現在事項全部証明書
B. 番号確認書類 (いずれか1点)	法人番号指定通知書
	法人番号情報(5)
C. 口座開設取引担当者(代表者等)個人の 本人確認書類 (いずれか1点)	運転免許証
	個人番号カード(表)
	各種健康保険証(4)
	公務員共済組合の組合員証(4)
	パスポート(3)

- (1) 番号確認書類として個人番号カードをご用意いただく場合、別途本人確認書類のご用意は不要です。
- (2) 住民票の写しなどは、発行者の印、発行日が記載されているページまで必要となります。
- (3) パスポート公印(外務大臣印)が記載されているページまで必要となります。
- (4) ご住所の記入漏れがないようご確認ください。
- (5) 法人番号情報は、国税庁ＨＰの「法人番号サイト」より法人番号が表示される画面を印刷してください。

<外国人株主等>

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

- (注 2) 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。)

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

(その他の S M B C 日興証券株式会社国内各営業店)

(3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

7 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	29,532,000,000
買付手数料(b)	22,000,000
その他(c)	3,000,000
合計(a) + (b) + (c)	29,557,000,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(12,000,000株)に、1株当たりの本公開買付価格(2,461円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	借入先の業種		借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	届出日以後に借入れを予定している資金	金融機関	銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注1) 契約期限：平成29年12月20日 金利：TIBORを基準金利とした市場連動金利 担保：なし
金融機関		銀行	株式会社みずほ銀行 (東京都千代田区大手町一丁目5番5号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注2) 契約期限：平成29年12月20日 金利：TIBORを基準金利とした市場連動金利 担保：なし	14,800,000
計				29,600,000	

(注1) 当社は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三菱東京UFJ銀行より14,800,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を平成28年11月2日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められております。

(注2) 当社は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社みずほ銀行より14,800,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を平成28年11月2日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められております。

8 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2) 【決済の開始日】

平成28年12月27日(火曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」の税務上の取扱いをご参照ください。

(4) 【上場株券等の返還方法】

後記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続される場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の申込みをされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

9 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数(12,000,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数(12,000,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数)の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

(4) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項及び令第14条の3の8により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方(外国人株主等の場合はその常任代理人)はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

当社は、アサヒグループホールディングスより、その保有する当社普通株式10,000,000株の全部(発行済株式総数に対する割合10.04%)について、及びダイナパックより、その保有する当社普通株式5,977,768株の一部である500,000株(発行済株式総数に対する割合0.50%)について、本公開買付けに応募することを当社に対して確約する旨の同意書を平成28年11月2日付でそれぞれ受領しております。

当社は、平成28年11月2日付で「平成28年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく当社の第3四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成28年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)の概要

(自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日)

(イ) 損益の状況(連結)

会計期間	平成28年12月期 (第73期第3四半期連結累計期間)
売上高	150,929百万円
営業利益	8,344百万円
経常利益	8,552百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	4,857百万円

(ロ) 1株当たりの状況(連結)

会計期間	平成28年12月期 (第73期第3四半期連結累計期間)
1株当たり四半期純利益	48.94円
1株当たり配当額	円
1株当たり純資産額	1,106.45円

第2 【公開買付者の状況】

1 【発行者の概要】

- (1) 【発行者の沿革】
- (2) 【発行者の目的及び事業の内容】
- (3) 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2 【経理の状況】

- (1) 【貸借対照表】
- (2) 【損益計算書】
- (3) 【株主資本等変動計算書】

3 【株価の状況】

金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
	平成28年 5月	平成28年 6月	平成28年 7月	平成28年 8月	平成28年 9月	平成28年 10月	平成28年 11月
最高株価(円)	2,692	2,922	2,830	2,769	2,673	2,761	2,776
最低株価(円)	2,289	2,504	2,615	2,301	2,352	2,616	2,740

(注) 平成28年11月については、11月2日までの株価です。

4 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

(1) 【発行者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第71期(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年3月20日 関東財務局長に提出
事業年度 第72期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年3月18日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第73期第2四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日) 平成28年8月10日 関東財務局長に提出
事業年度 第73期第3四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日) 平成28年11月11日 関東財務局長に提出予定

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

カゴメ株式会社

(名古屋市中区錦三丁目14番15号)

カゴメ株式会社 東京本社

(東京都中央区日本橋浜町三丁目21番1号(日本橋浜町Fタワー13階))

カゴメ株式会社 大阪支店

(大阪市淀川区宮原三丁目5番36号(新大阪トラストタワー15階))

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。